イラク難民救援国際平和協力業務実施計画

1 基本方針

イラク共和国(以下「イラク」という。)については、1990年8月の同国軍のクウェート国侵攻後、同年11月、国際連合安全保障理事会(以下「安保理」という。)により採択された決議第678号に基づき、1991年1月、アメリカ合衆国(以下「米国」という。)を始めとするいわゆる「多国籍軍」がイラクに対する武力行使に踏み切った。同年4月、安保理により採択された決議第687号において、イラクは、大量破壊兵器廃棄を国際的監視の下で無条件に受け入れることを義務付けられるとともに、そのための実地査察に合意することとされ、イラクによる同決議受諾後、停戦が発効し、国際連合イラク特別委員会(以下「UNSCOM」という。)及び国際原子力機関(以下「IAEA」という。)が査察を開始した。

しかしながら、イラクは、査察に対し非協力的態度を継続し、1998年10月、査察への協力を全面的に停止することを決定した。その後、いったんはイラクの協力の下、査察が再開されたが、同年12月15日、UNSCOM委員長からイラク側の完全な協力は得られなかったとの報告書が安保理に提出され、これを受けて同月16日から19日まで米国等によるイラクへの空爆が行われた。

同空爆以降、UNSCOM及びIAEAによる査察が実施されない状況が継続する一方、1999年12月、安保理は、UNSCOMに替わり国際連合監視検証査察委員会(以下「UNMOVIC」という。)を設置す

ることや、イラクが大量破壊兵器の廃棄に協力した場合、経済制裁を一時 停止する新たな制度を導入することを含む決議第 1 2 8 4 号を採択した が、イラクはUNMOVICの受入れを拒否した。

昨年1月、米国大統領による一般教書演説を受け、イラクを巡る緊張が再燃し、同年9月、イラクは無条件の査察受入れを表明し、査察団との間で査察の再開のための実務協議が行われた。同年11月8日、安保理は、イラクに安保理決議の下での武装解除の義務を遵守する最後の機会を与える決議第1441号を全会一致で採択した。これを受けて同月27日から査察が4年ぶりに再開されたが、イラクが武装解除の義務を履行しなかったことから、本年3月20日、米国等は、安保理決議第678号を含む一連の関連安保理決議に基づき、イラクへの武力攻撃を開始した。

このため、米国等による武力攻撃の影響を回避すべく、イラクの内外でイラク国民等の大規模な移動が生ずるおそれがあり、これに対処するため、国際連合難民高等弁務官事務所(以下「UNHCR」という。)を始めとする各種の人道援助機関等は、ヨルダン・ハシェミット王国、シリア・アラブ共和国等のイラク近隣諸国において、人道的な国際救援活動を行っている。

今般、UNHCRから我が国に対し、ヨルダン・ハシェミット王国及びシリア・アラブ共和国における人道的な国際救援活動のための物資(テント)の提供並びに当該物資のヨルダン・ハシェミット王国への輸送について要請がなされた。我が国としても、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくに当たり、国際連合を中心とした国際平和のための活動に対し積極的な貢献を行うため、この要請に応分の協力を行うこととする。このため、イラク難民救援国際平和協力隊を設置し、我が国のイラク難民救援活動を円滑かつ効果的に行うための連絡調整の分野における国際

平和協力業務を行うとともに、自衛隊の部隊等により、輸送分野における国際平和協力業務を実施することとする。

なお、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。)第3条第2号に規定する受入国の人道的な国際救援活動への同意及び同法第6条第1項第2号に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての受入国の同意についてはいずれも得られている。

- 2 イラク難民救援国際平和協力業務の実施に関する事項
 - (1) 国際平和協力業務の種類及び内容
 - ア イに掲げる業務のうち派遣先国の政府その他の関係機関とこれらの 業務に従事する自衛隊の部隊等との間の連絡調整に係る国際平和協力 業務であって、自衛隊の部隊等以外の者が行うもの
 - イ 国際平和協力法第3条第3号タに掲げる業務のうち輸送に係る国際 平和協力業務

ア及びイに掲げる業務は、国際平和協力法第2条第2項の規定の趣旨 を損なわない範囲内において行う。

(2) 派遣先国

ヨルダン・ハシェミット王国とする。

ただし、イタリア共和国において、(1)イに掲げる業務を行うことがで きる。

- (3) 国際平和協力業務を行うべき期間 平成15年3月28日から同年4月8日までの間
- (4) イラク難民救援国際平和協力隊の規模及び構成並びに装備ア 規模及び構成

- (ア)(1)アに掲げる業務に従事する者
 - (1)アに掲げる業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者 2名
- (イ)(1)イに掲げる業務に従事することとなった結果、国際平和協力法 第13条第2項の規定により、同法第4条第2項第3号に掲げる事 務に従事する者
 - (5)イ(ア)に掲げる部隊に所属する自衛隊員
- イ装備

イラク難民救援国際平和協力隊の隊員の健康及び安全の確保並びに (1)アに掲げる業務に必要な個人用装備(武器を除く。)

- (5) 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務に関する事項
 - ア 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務の種類及び内容
 - (1) イに掲げる業務
 - イ 国際平和協力業務を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備 (ア)規模及び構成
 - (1)イに掲げる業務を行うための航空自衛隊の部隊(人員60名)

(イ)装備

武器

拳銃 14丁

航空機

政府専用機(B-747) 2機

その他

自衛隊の隊員の健康及び安全の確保並びに(1)イに掲げる業務に必要な装備(及び に掲げるものを除く。)

(6) 関係行政機関の協力に関する重要事項

- ア 関係行政機関の長は、国際平和協力本部長(以下「本部長」という。)から、(1)アに掲げる業務を実施するため必要な技術、能力等を有する職員をイラク難民救援国際平和協力隊に派遣するよう要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該職員をイラク難民救援国際平和協力隊に派遣するものとする。
- イ 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。
- ウ 関係行政機関の長は、その所掌事務に支障を生じない限度において、本部長の定めるところにより行われる研修のため必要な協力を行うものとする。
- エ 関係行政機関の長は、本部長から、その所管に属する物品の管理換えその他の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該協力を行うものとする。
- (7) その他国際平和協力業務の実施に関する重要事項

本部長は、国際平和協力業務の実施に当たり、必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。